

平成 2 6 年第 2 回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

平成 2 6 年 3 月 4 日 (開会)

平成 2 6 年 3 月 1 4 日 (閉会)

平成 26 年第 2 回上小阿仁村議会定例会会議録（第 2 号）

○招集（開会） 年月日 平成 26 年 3 月 14 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成 26 年 3 月 14 日（15 時 00）

○出席議員

1 番	空 席	2 番	長 井 直 人 君
3 番	齊 藤 鉄 子 君	4 番	佐 藤 真 二 君
5 番	萩 野 芳 紀 君	6 番	北 林 義 高 君
7 番	伊 藤 敏 夫 君	8 番	小 林 信 君

○欠席議員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	中 田 吉 穂
副 村 長	加 賀 谷 敏 明
総 務 課 長	小 林 悦 次
主 幹 兼 住 民 福 祉 課 長	石 上 耕 作
産 業 課 長	小 林 隆
建 設 課 長	伊 藤 秀 明
特別養護老人ホーム施設長	河 村 良 満
診 療 所 事 務 長	伊 藤 清
代 表 監 査 委 員	齊 藤 登
教 育 長	出 川 幸 三

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊 藤 精 治
議会書記	小 林 京 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

- 第 1 委員長報告
- 第 2 陳情審査報告
- 第 3 意見書案第 1 号 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を
求める意見書
- 第 4 意見書案第 2 号 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用
安定のための法改正に関する意見書
- 第 5 議案第 46 号 平成 25 年度上小阿仁村一般会計予算について
- 第 6 議案第 45 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることに
ついて
- 第 7 選挙第 1 号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 第 8 閉会中の継続調査の申し出について

15 時 00 分 開議

- 議長（小林信） ただ今の出席議員は、7 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第 1 委員長報告

- 議長（小林信） 日程第 1 先に付託しておりました事件について、委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長、4 番 佐藤真二君。

（4 番 佐藤真二議員 登壇）

○総務産業常任委員長（佐藤真二）

委員会審査報告書 本委員会は、平成 26 年 3 月 4 日付託された次の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。記、事件番号、件名、審査結果の順に報告します。

議案第 1 号 平成 26 年度上小阿仁村一般会計予算について、原案可決。

議案第 2 号 平成 26 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、原案可決。

議案第 3 号 平成 26 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計予算について、原案可決。

議案第 4 号 平成 26 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計予算について、原案可決。

議案第 5 号 平成 26 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計予算について、原案可決。

議案第 6 号 平成 26 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計予算について、原案可決。

議案第 7 号 平成 26 年度上小阿仁村下水道事業特別会計予算について、原案可決。

議案第 8 号 平成 26 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計予算について、原案可決。

議案第 9 号 平成 26 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。

議案第 10 号 平成 26 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入について、原案可決。

議案第 11 号 平成 26 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、原案可決。

議案第 12 号 平成 26 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについて、原案可決。

議案第 13 号 平成 25 年度上小阿仁村一般会計補正予算について、原案可決。

議案第 14 号 平成 25 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 15 号 平成 25 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 16 号 平成 25 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 17 号 平成 25 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 18 号 平成 25 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 19 号 平成 25 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 20 号 平成 25 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 21 号 平成 25 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについて、原案可決。

議案第 22 号 平成 25 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、原案可決。

議案第 23 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 24 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一

部を改正する条例について、原案可決。

議案第 25 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 26 号 上小阿仁村高齢者生活福祉センター設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 27 号 上小阿仁村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 28 号 上小阿仁村保健センター設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 29 号 上小阿仁村保健センターの指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 30 号 上小阿仁村森林総合利用施設条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 31 号 上小阿仁村野外生産試作センター設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 32 号 上小阿仁村長信田交流センターの指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 33 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 34 号 農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 35 号 上小阿仁村下水道条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 36 号 上小阿仁村都市公園条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 37 号 沖田面近隣公園の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 38 号 上小阿仁村立農村公園設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 39 号 上小阿仁村立農村公園の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 40 号 上小阿仁村ふるさと公園設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 41 号 上小阿仁村ふるさと公園の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 42 号 上小阿仁村若者センター設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 43 号 上小阿仁村若者センターの指定管理者の指定について、原案可決。

決。

議案第 44 号 上小阿仁村立上小阿仁国保診療所使用料等徴収条例の一部を改正する条例について、原案可決。

以上、報告します。

○議長（小林信） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 1 号 採決

○議長（小林信） 議案第 1 号 平成 26 年度上小阿仁村一般会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

討論

○議長（小林信） 異議があるようですので、これより討論を行います。まず、委員長報告に反対者の発言を許します。2 番、長井直人君。

○2 番（長井直人） 議案第 1 号 平成 26 年度上小阿仁村一般会計予算について、予算審査において計上予算が、予算の内容が不明瞭な事業が見受けられます。2 重計上やランニングコスト、維持管理費の精査のないもの、予算の内容が認められないもの、不確定なもの等、審査過程においても明確な回答が得られていないため、異議を申し立てます。

以上です。

○議長（小林信） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） なければ、これで討論を終わります。

○議長（小林信） それでは、議案第 1 号 平成 26 年度上小阿仁村一般会計予算についての件を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。議案第 1 号 平成 26 年度上小阿仁村一般会計予算については、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（小林信） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 2 号 採決

○議長（小林信） 議案第2号 平成26年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第3号 採決

○議長（小林信） 議案第3号 平成26年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第4号 採決

○議長（小林信） 議案第4号 平成26年度上小阿仁村特別養護施設特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第5号 採決

○議長（小林信） 議案第5号 平成26年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第6号 採決

○議長（小林信） 議案第6号 平成26年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第7号 採決

○議長（小林信） 議案第7号 平成26年度上小阿仁村下水道事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第8号 採決

○議長（小林信） 議案第8号 平成26年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第9号 採決

○議長（小林信） 議案第9号 平成26年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第10号 採決

○議長（小林信） 議案第10号 平成26年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第11号 採決

○議長（小林信） 議案第 11 号 平成 26 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 12 号 採決

○議長（小林信） 議案第 12 号 平成 26 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 13 号 採決

○議長（小林信） 議案第 13 号 平成 25 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 14 号 採決

○議長（小林信） 議案第 14 号 平成 25 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 15 号 採決

○議長（小林信） 議案第 15 号 平成 25 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 16 号 採決

○議長（小林信） 議案第 16 号 平成 25 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 17 号 採決

○議長（小林信） 議案第 17 号 平成 25 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 18 号 採決

○議長（小林信） 議案第 18 号 平成 25 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 19 号 採決

○議長（小林信） 議案第 19 号 平成 25 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 20 号 採決

○議長（小林信） 議案第 20 号 平成 25 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 21 号 採決

○議長（小林信） 議案第 21 号 平成 25 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 22 号 採決

○議長（小林信） 議案第 22 号 平成 25 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 23 号 採決

○議長（小林信） 議案第 23 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 24 号 採決

○議長（小林信） 議案第 24 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 25 号 採決

○議長（小林信） 議案第 25 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 26 号 採決

○議長（小林信） 議案第 26 号 上小阿仁村高齢者生活福祉センター設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 27 号 採決

○議長（小林信） 議案第 27 号 上小阿仁村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

討論

○議長（小林信） 異議があるようですので、これより討論を行います。まず、委員長報告に反対者の発言を許します。2番、長井直人君。

○2番（長井直人） 議案第 27 号 上小阿仁村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、予算審査の中で補助金指定管理料について、精査するとご回答をいただきましたが、指定管理料が確定していないものについて、指定管理者を決定できないと思います。異議を申し立てます。

以上です。

○議長（小林信） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） なければ、これで討論を終わります。

○議長（小林信） それでは、議案第 27 号 上小阿仁村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決とするものです。議案第 27 号 上小阿仁村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についての件は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（小林信） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 28 号 採決

○議長（小林信） 議案第 28 号 上小阿仁村保健センター設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 29 号 採決

○議長（小林信） 議案第 29 号 上小阿仁村保健センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

討論

○議長（小林信） 異議があるようですので、これより討論を行います。まず、委員長報告に反対者の発言を許します。2番、長井直人君。

○2番（長井直人） 議案第 29 号 上小阿仁村保健センターの指定管理者の指定についての件ですが、これも先ほどと同様に予算審査の中で指定管理料について、最終的には精査をするとご回答をいただきました。指定管理料が確定していないものについて、指定管理者を決定できないと思いますので、異議を申し立てます。

以上です。

○議長（小林信） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） なければ、これで討論を終わります。

○議長（小林信） それでは、議案第 29 号 上小阿仁村保健センターの指定管

理者の指定についての件を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。議案第 29 号 上小阿仁村保健センターの指定管理者の指定についての件は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(小林信) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 30 号 採決

○議長(小林信) 議案第 30 号 上小阿仁村森林総合利用施設条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 31 号 採決

○議長(小林信) 議案第 31 号 上小阿仁村野外生産試作センター設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 32 号 採決

○議長(小林信) 議案第 32 号 上小阿仁村長信田交流センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 33 号 採決

○議長(小林信) 議案第 33 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 34 号 採決

○議長（小林信） 議案第 34 号 農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 35 号 採決

○議長（小林信） 議案第 35 号 上小阿仁村下水道条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 36 号 採決

○議長（小林信） 議案第 36 号 上小阿仁村都市公園条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 37 号及び議案第 43 号 採決

○議長（小林信） 議案第 37 号 沖田面近隣公園の指定管理者の指定についての件と、議案第 43 号 上小阿仁村若者センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本件は、2番 長井直人君に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって、2番 長井直人君の除斥を求めます。

（2番 長井直人議員 除斥）

議案第 37 号 沖田面近隣公園の指定管理者の指定についての件を採決いた

します。本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

○議長（小林信） 議案第 43 号 上小阿仁村若者センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

2 番 長井直人君の除斥を解きます。

（「2 番 長井直人議員 着席）

議案第 38 号 採決

○議長（小林信） 議案第 38 号 上小阿仁村立農村公園設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 40 号 採決

○議長（小林信） 議案第 40 号 上小阿仁村ふるさと公園設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 39 号及び議案第 41 号 採決

○議長（小林信） 議案第 39 号 上小阿仁村立農村公園の指定管理者の指定についての件と、議案第 41 号 上小阿仁村ふるさと公園の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本件は、7 番 伊藤敏夫君に直接の利害関係のある事件である認められます

ので、地方自治法第 117 条の規定によって、7 番 伊藤敏夫君の除斥を求めます。

(7 番 伊藤敏夫議員 除斥)

議案第 39 号 上小阿仁村立農村公園の指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

○議長(小林信) 議案第 41 号 上小阿仁村ふるさと公園の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

7 番、伊藤敏夫君の除斥を解きます。

(7 番 伊藤敏夫議員 着席)

議案第 42 号 採決

○議長(小林信) 議案第 42 号 上小阿仁村若者センター設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 44 号 採決

○議長(小林信) 議案第 44 号 上小阿仁村立上小阿仁国保診療所使用料等徴収条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

日程第 2 陳情審査報告

○議長（小林信） 日程第2 先に付託しておりました陳情について、委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長 4番 佐藤真二君。

（4番 佐藤真二 登壇）

○総務産業常任委員長（佐藤真二）

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号、件名、審査結果の順で報告いたします。

陳情第1号 特定秘密保護法案の廃止を求める意見書について、不採択とすべきもの。

陳情第2号 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める陳情、採択すべきもの。

陳情第3号 特定秘密保護法の廃止を求める陳情、不採択すべきもの。

陳情第4号 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書採択に関する陳情書、採択すべきもの。

以上、報告します。

○議長（小林信） 委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

陳情第1号 採決

○議長（小林信） 陳情第1号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書についての件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、不採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり不採択と決定いたしました。

陳情第2号 採決

○議長（小林信） 陳情第2号 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第3号 採決

○議長（小林信） 陳情第3号 特定秘密保護法の廃止を求める陳情についての件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、不採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり不採択と決定いたしました。

陳情第4号 採決

○議長（小林信） 陳情第4号 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書採択に関する陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

日程第3 意見書案第1号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第3 意見書案第1号 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、常任委員会で審査された陳情、及び調査に基づき発議されたものがありますので、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

意見書案第1号 採決

○議長（小林信） 意見書案第1号 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 意見書案第2号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第4 意見書案第2号 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、常任委員会で審査された陳情、及び調査に基づき発議されたものがありますので、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

意見書案第2号 採決

○議長（小林信） 意見書案第2号 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第46号 上程・採決

○（小林信） 日程第5 議案第46号 平成25年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林悦次） 第2回 上小阿仁村議会定例会追加提出議案をお出しいただきたいと思っております。1ページ目であります。

議案第46号 平成25年度上小阿仁村一般会計補正予算（第11号）

平成25年度上小阿仁村一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組み替えるものとする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳出予算補正」による。

詳細につきましては4ページをお開きください。最後のページであります。

歳出 2款総務費 1項総務管理費 13目財政調整基金費、既定額2億282万7,000円に対しまして、980万円を減額するものであります。補正後1億9,302万7,000円とするものであります。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路維持費であります。既定額1億

739万5,000円を980万円の追加補正によりまして1億1,719万5,000円とするものであります。詳細につきましては、7節賃金、臨時運転賃金91万円を追加させていただきます。11節需用費、燃料費であります。61万円の追加であります。13節委託料、道路除排雪委託料といたしまして828万円の追加補正であります。

以上であります。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第46号 採決

○議長（小林信） 議案第46号 平成25年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第45号 上程

○議長（小林信） 日程第6 議案第45号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案理由の説明をもとめます。村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 議案第45号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本村、教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住 所 上小阿仁村小沢田字小沢田1番地1

氏 名 小 林 幹 子 昭和29年9月16生

提案理由 本村教育委員会委員 小林幹子氏が、平成26年3月14日で任期満了となるため、この議案を提出するものでございます。

議員の皆様のご賛同よろしくお願いをいたします。

議案第 45 号 採決

○議長（小林信） 議案第 45 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、無記名投票で行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小林信） 立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により立会人に、6 番 北林義高君、7 番 伊藤敏夫君を指名いたします。

○議長（小林信） 投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（小林信） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成または○印を、否とする諸君は反対または×印を記載してください。白票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条及び 85 条の規定により否とみなします。

なお、この採決の投票者は 6 名であります。

これより投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順次投票をお願いします。

○議長（小林信） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（小林信） 投票総数 6 票、これは先ほどの議員数と符合しております。

そのうち、賛成 6 票。

以上のおり、賛成が多数であります。よって、議案第 45 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

日程第 7 選挙第 1 号 上程・選挙

○議長（小林信） 日程第7 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙についての件を議題といたします。

本件は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、平成26年3月18日をもって任期満了となります。選挙管理委員及び補充員を選挙するものであります。お諮りいたします。

選挙管理委員及び補充員の選挙の方法については、議長において、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なし認めます。よって、議長の指名推薦により行うことに決定いたしました。

○議長（小林信） 選挙管理委員には、小林宏君、武石新太郎君、山田芳男君、岸田洋君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました4人を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました4人が選挙管理委員に当選されました。

なお、当選人の住所、生年月日記載の書面は、のちほど配布いたします。

○議長（小林信） 次に補充員には第1順位 畠山貢君、第2位順位 田中實君、第3順位 北林重太郎君、第4順位 田中晟介を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今指名いたしました4人を、補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました4人が順序のとおり補充員に当選されました。

○議長（小林信） これより、当選人の住所、生年月日及び順位を記載した書面を配布いたします。

（書面配布）

日程第8 閉会中の継続調査の申出 上程・採決

○議長（小林信） 日程第8 閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布したとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉 会

○議長(小林信) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成26年第2回上小阿仁村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

15時59分 閉会